京都市建設局総合評価方式ガイドライン

【工事編】

平成２９年８月
京 都 市 建 設 局

目　　次

Ⅰ　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
Ⅱ　総合評価方式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　１　総合評価方式とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　２　建設局が運用する総合評価方式のタイプ　・・・・・・・・・・・・・・　２
　　（１）特別簡易型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　　（２）簡易型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　　（３）標準型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　　（４）高度技術提案型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
Ⅲ　総合評価方式の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　１　対象工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　２　実施手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　３　評価項目と評価基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　４　技術資料の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　　（１）技術提案　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　　（２）施工計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　　（３）企業の施工能力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　　（４）配置予定技術者の能力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　　（５）企業の社会性・信頼性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　（６）地域貢献　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　（７）社会的課題の解決に資する取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　５　技術資料の評価方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　（１）　標準点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　（２）　加算点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　（３）　評価値　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　（４）　評価値の算出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　６　落札者の決定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　７　履行確保とペナルティについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　８　その他の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　（１）技術資料の評価等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　（２）評価結果の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　（３）苦情申立て　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　（４）契約変更の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　（５）技術資料の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（別紙１）総合評価方式の選択フロー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（別紙２）総合評価方式の実施手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（別紙３）技術資料に関する評価項目の設定　・・・・・・・・・・・・・・・１０
（別紙４）～（別紙７）技術資料に関する評価項目と評価基準　・・・・・・・１１
（別紙８）除算方式による総合評価方式の落札者の決定方法　・・・・・・・・１６

Ⅰ　はじめに

建設投資が減少していた中で，公共工事の受注をめぐる価格競争が激化し，公共工事の品質の低下が懸念されたことから，価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが肝要であると明記された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が平成１７年４月１日に施行されました。

京都市建設局においては，平成１８年度から総合評価方式による工事発注の試行を踏まえ，平成２０年度から本格実施しています。

総合評価方式を適用することにより，価格と品質が総合的に優れたものが選定される一方で，技術資料の作成・審査・評価等に要する入札参加者・発注者双方の負担が増加していることから，建設業に携わる方々からいただいた御意見等を参考に，入札参加者の負担軽減を図りつつ，総合評価方式の適切な運用に向けた改善を重ねています。

平成２６年６月４日に公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的に品確法が改正され，同２２条に規定されている「発注関係事務の運用に関する指針」が平成２７年４月１日から運用開始されています。

また，京都市では，平成２７年１１月１１日に地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的に京都市公契約基本条例を公布・施行し，市内中小企業の受注等の機会の増大や社会的課題の解決に資する取組の推進等を図っています。

このような社会情勢の変化を踏まえ，総合評価方式を適用する意義を示すとともに京都市建設局での総合評価方式の適切な運用を図ることを目的とした京都市建設局総合評価方式ガイドラインを，見直すこととしました。

Ⅱ　総合評価方式

１　総合評価方式とは

総合評価方式は，従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり，価格と価格以外の要素(例えば，施工計画，企業の施工能力，配置予定の技術者の能力など)を総合的に評価する落札方式であり，具体的には入札に参加する者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し，最も評価の高い者を落札者とする落札方式です。

また，入札参加者から技術提案を募集し評価することで，企業の技術開発の促進や民間技術を活用した工事の品質の向上につながるとともに，価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで，談合が行われにくい環境が整備されることも期待されます。

２　建設局が運用する総合評価方式のタイプ

⑴特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において，施工計画を求めない場合の総合評価方式のタイプ。発注者が示す仕様に基づき，適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するため，企業の施工能力，配置予定技術者の能力，地域貢献等を評価することを基本としています。

⑵簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において，施工計画を求める場合の総合評価方式のタイプ。工事の現場状況などを踏まえ，適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するため，施工計画を評価することを基本としています。

⑶標準型

技術的な工夫の余地が大きく，施工上の工夫等一般的な技術提案を求める場合の総合評価方式のタイプ。例えば，環境の維持，交通の確保，特別な安全対策，工期の短縮等が評価項目として挙げられます。

⑷高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きく，構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を要する工事に適用される場合の総合評価方式のタイプ。例えば，ライフサイクルコスト，工事目的物の強度，耐久性，供用性（維持管理の容易性）等，環境の維持，景観等が評価項目として挙げられます。

Ⅲ　総合評価方式の実施

建設局では，品確法へ対応し，現在及び将来の公共工事の品質確保を図るとともに不良不適格企業の排除と優良企業の育成を図ることを目的として，総合評価方式を実施しています。

１　対象工事

一般競争入札により契約を締結する工事のうち予定価格が１億円以上（必要に応じて予定価格が５千万円超）で，価格と企業の技術力を総合的に評価し，落札者を決定することが望ましい工事を対象とします。但し，予定価格が５千万円以下であっても，品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を特に審査・評価する場合は対象とします。

総合評価方式のタイプの選定に当たっては，工事ごとに，施工の難易度に伴う技術的な工夫の大小，技術提案の必要性，事業の進ちょく状況等を総合的に勘案して判断するものとします。

総合評価方式の選択方法は，「総合評価方式の選択フロー」（別紙１）のとおりとします。

2　実施手順

総合評価方式の手続きは，「総合評価方式の実施手順」（別紙２）のとおりとします。

3　評価項目と評価基準

評価項目と評価基準は，個別工事の特性により，工事ごとに定めるものとします。

また，必要に応じて配置予定技術者へのヒアリングを行うこととします。

＊「評価項目の設定」(別紙３)

＊「技術資料に関する評価項目と評価基準」(別紙４）～（別紙８）参照

4　技術資料の作成

技術資料は，工事ごとに定められた評価項目について所定の様式を用いて作成し，技術資料提出書（様式１）に添付して提出します。作成に当たっては，当該工事に係る設計図書の内容を十分理解したうえで漏れのないように記載しなければなりません。

また，技術的所見は，手法等について具体的に記載し，その効果についてもできるだけ詳細に記載するとともに，各様式に記載された注意事項を厳守し，所定の用紙サイズ，枚数で作成してください。

なお，評価項目の例は下記のとおりです。ただし，高度技術提案型については，工事の特性により工事ごとに別途定めます。

(1)技術提案（標準型のみに適用する）

ア　工事目的物の性能・機能の向上に関する事項（様式２）

イ　社会的要請への対応に関する事項（様式３）

また，以下の評価項目については簡易型における適用を基本としますが，標準型においても工事の特性により適用する場合があります。

(2)施工計画

評価項目ごとの様式は，(様式４）から（様式８）を基本とし，具体的な記載内容については，工事ごとに定めます。

ア　工程管理（様式４）

イ　品質管理（様式５）

ウ　安全管理（様式６）

エ　環境への配慮（様式７）

オ　その他施工上配慮が必要な項目に係る技術的所見（様式８）

(3)企業の施工能力

ア　施工実績（様式９）

(ｱ)　元請として受注し，平成○年度（過去１５年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの「国」,「地方公共団体」,「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社（それぞれの前身である各道路公団を含む)」発注の同種又は類似工事の中から代表的なものを１件評価します。

(ｲ)　同種工事，類似工事の内容は，工事ごとに定めます。

(ｳ)　共同企業体の構成員としての施工実績は，出資比率２０％以上の場合に限ります。

※　入札参加資格要件として企業の同種工事の施工実績を付す場合は，評価しません。

イ　工事成績評定

本市が発注した工事で，過去５年間に完成した工事に係る工事種別ごとの平均工事成績により評価します。ただし，随意契約，単価契約等の工事を除きます。なお，本市が総合評価方式により発注する工事が共同企業体による工事の場合は，代表者となる構成員の平均工事成績により評価します。

(4)配置予定技術者の能力（様式１０，１１）

ア　施工実績

(ｱ)　元請として受注し，平成○年度（過去１５年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの「国」,「地方公共団体」,「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社（それぞれの前身である各道路公団を含む)」発注の同種又は類似工事のうち，配置予定技術者が従事した工事の施工実績を１件評価します。

(ｲ)　同種工事，類似工事の内容は，工事ごとに定めます。

(ｳ)　共同企業体の構成員としての施工実績は，出資比率２０％以上の場合に限ります。

(ｴ)　配置予定技術者が従事した役職（監理技術者，主任技術者，現場代理人）による評価は，工事ごとに定めます。

※　入札参加資格要件として企業の同種工事の施工実績を付す場合は，評価しません。

イ　工事成績評定

(ｱ)　平成１８年度以降に元請として受注し，技術資料の提出期日までに完成済みの「国」,「地方公共団体」,「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社（それぞれの前身である各道路公団を含む)」発注の工事のうち，配置予定技術者が従事した同種又は類似工事（代表的な工事）の施工実績の工事成績評定点を１件評価します。

(ｲ)　同種又は類似工事の工事成績評定により評価する場合，その内容は工事ごとに定めます。

(ｳ)　入札参加資格要件として企業の同種工事の施工実績を付す場合は，同種又は類似工事の工事成績評定により評価します。付さない場合は，代表的な工事の工事成績評定により評価します。

(ｴ)　共同企業体の構成員としての施工実績は，出資比率２０％以上の場合に限ります。

(ｵ)　配置予定技術者が従事した役職（監理技術者，主任技術者，現場代理人）による評価は，工事ごとに定めます。

ウ　保有する資格等

当該工事の履行に係る国家資格等の保有やCPD（継続教育）の取組状況を評価します。

(5)企業の社会性・信頼性（様式１２）

企業の社会性・信頼性の向上に資する取組について評価します。

(6)地域貢献（様式１３）

市内中小企業の受注等の機会の増大に資する取組について評価します。

(7)社会的課題の解決に資する取組（様式１４）

社会的課題の解決に資する取組について評価します。

５　技術資料の評価方法

(1)標準点

標準点は，「総合評価方式の実施手順」（別紙２）に示す，技術資料の提出期日までに必要事項等について記載漏れのない技術資料を本市に提出した入札参加者に対して，１００点を与えます。

(2)加算点

ア　加算点は，入札参加者から提出された技術提案（施工計画等），企業の施工能力等の技術資料を評価し点数化した合計値とします。

イ　加算点の満点は高度技術評価型で４０点，標準型で３０点とし，簡易型については，施工の難易度の高低に伴う技術的な工夫の大小により１０～２０点とします。特別簡易型についても，施工の難易度の高低により１０～２０点とします。

ウ　加算点の配点は，工事ごとに定めるものとします。

＊「技術資料に関する評価項目と評価基準」（別紙４）～（別紙８）参照

(3)評価値

ア　評価値は，標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値とします。

イ　評価値は，以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下１１桁目を四捨五入し，小数点以下１０桁目までの値とします。

(4)評価値の算出方法

評価値＝技術評価点÷入札価格

＝（標準点＋加算点）÷入札価格

６　落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち，入札価格と技術資料の評価結果に基づき，算出した評価値の最も高い者を，学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者とします。なお，学識経験者の意見聴取については，総合評価方式の落札者決定基準を定めるときに行うことが義務付けられており，その際に，落札者決定時についても意見を聴くよう求められた場合のみ，必要となります。

＊「除算方式による総合評価方式の落札者の決定方法」（別紙９）参照

ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，欠格事項とみなし，競争入札参加資格は認めません。

(1)　技術資料の提出期日までに技術資料を提出しない場合

(2)　技術資料に記載漏れがある場合

(3)　技術資料の様式が定められたものと異なる場合

(4)　技術資料の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合

(5)　技術資料の記載内容による施工では，確実な施工の確保ができないと判断できる場合

(6)　他の技術資料提出者の記載内容の全部又は一部が同一であると判断できる場合

(7)　技術資料に虚偽の記載があった場合

７　履行確保とペナルティについて

(1)　技術資料に記載した事項については，施工計画書に記載するとともに，責任を持って確実に履行するものとします。ただし，「技術提案」，「施工計画」又は「社会的課題の解決に資する取組」に記載された内容で評価されなかった部分について，発注者から別途指示があった場合は，この限りではありません。また，履行状況については，施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとします。

(2)　請負者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は，完成検査成績評定の法令遵守等の項目において工事成績評定点を減ずることとします。

なお，技術資料に記載した事項を達成する意志が請負者に認められないなど，請負者の技術資料に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は，京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づき参加停止の措置をとる場合があります。

(3)　請負者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は，履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後，評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し，当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収します。

違約金（税抜）＝Ａ－Ａ×｛(Ｂ＋Ｃ２）÷（Ｂ＋Ｃ１)｝

ただし
Ａ　：当初の請負代金額（税抜）
Ｂ　：標準点（１００）
Ｃ１：入札時の技術資料に基づく加算点
Ｃ２：技術資料に記載された事項を履行できなかった場合の加算点
計算の過程では，小数点以下第４位未満を切り捨てます。
違約金は，１円未満を切り捨てます。
算出された違約金には消費税及び地方消費税を含まないため，違約金の徴収に当たっては，消費税及び地方消費税を加算した金額を徴収します。

８　その他の留意事項

(1)技術資料の評価等

総合評価方式の適用に当たっては，発注者の恣意性を排除し，中立かつ公正な評価を行うものとします。

(2)評価結果の公表

評価結果の公表については，京都市契約の過程等の公表に関する要綱第１３条によるものとします。

(3)苦情申立て

入札及び契約に係る苦情申立てについては，「京都市入札及び契約に関する苦情処理要綱」によるものとします。

(4)契約変更の取扱い

契約変更の取扱いについては，京都市総合評価競争入札の実施に関する要領第１９条によるものとします。

(5)技術資料の取扱い

技術資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし，提出された技術資料は返却しないものとします。

また，発注者は，技術資料に記載された内容については，提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとし，提出された技術資料は，技術審査以外に提出者に無断で使用しないものとします。

（別紙　１）

総合評価方式の選択フロー

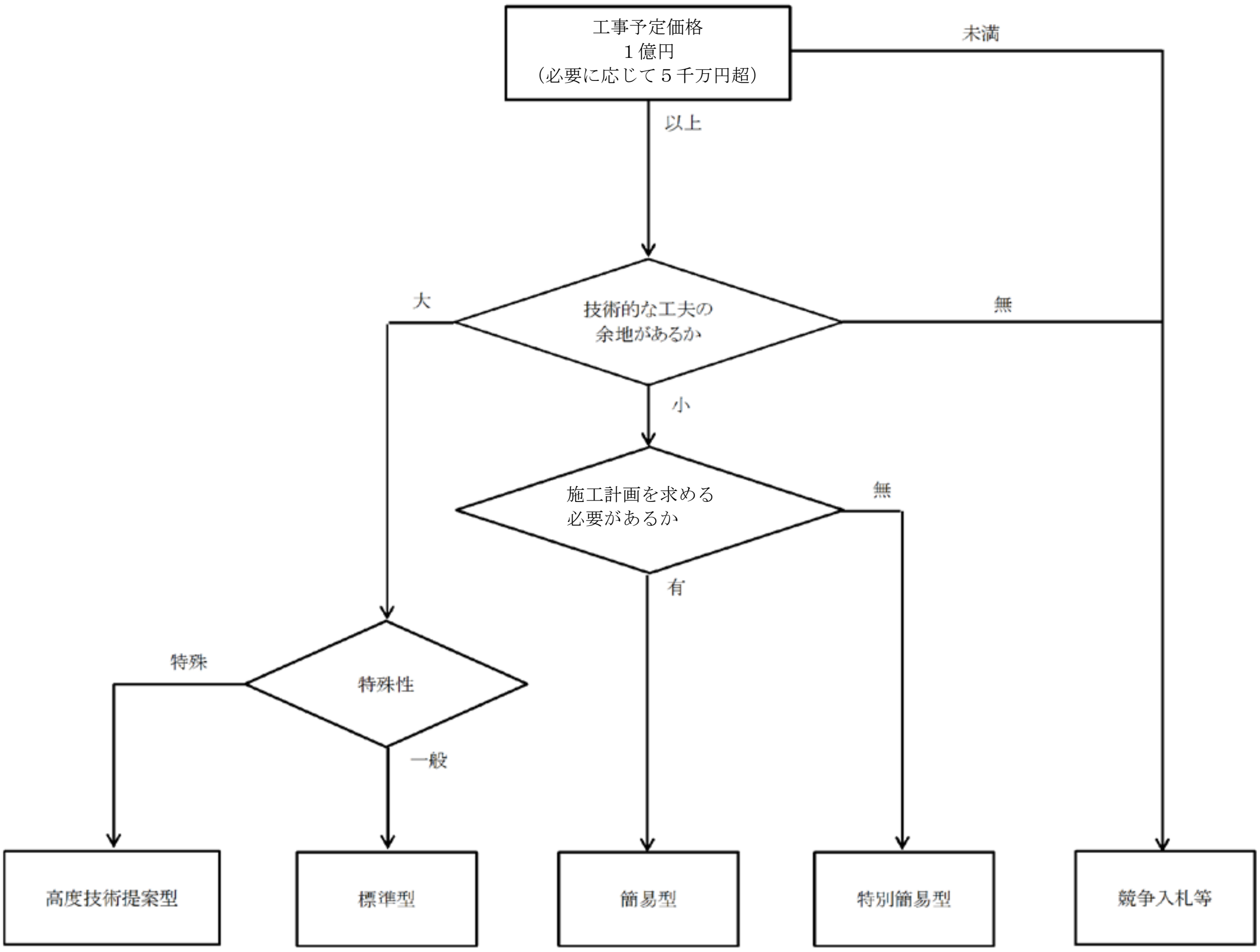

※　予定価格が５千万円以下であっても，品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を特に審査・評価する必要がある場合は，技術的な工夫の余地の有無により総合評価方式のタイプを選定する。

（別紙　２）

総合評価方式の実施手順

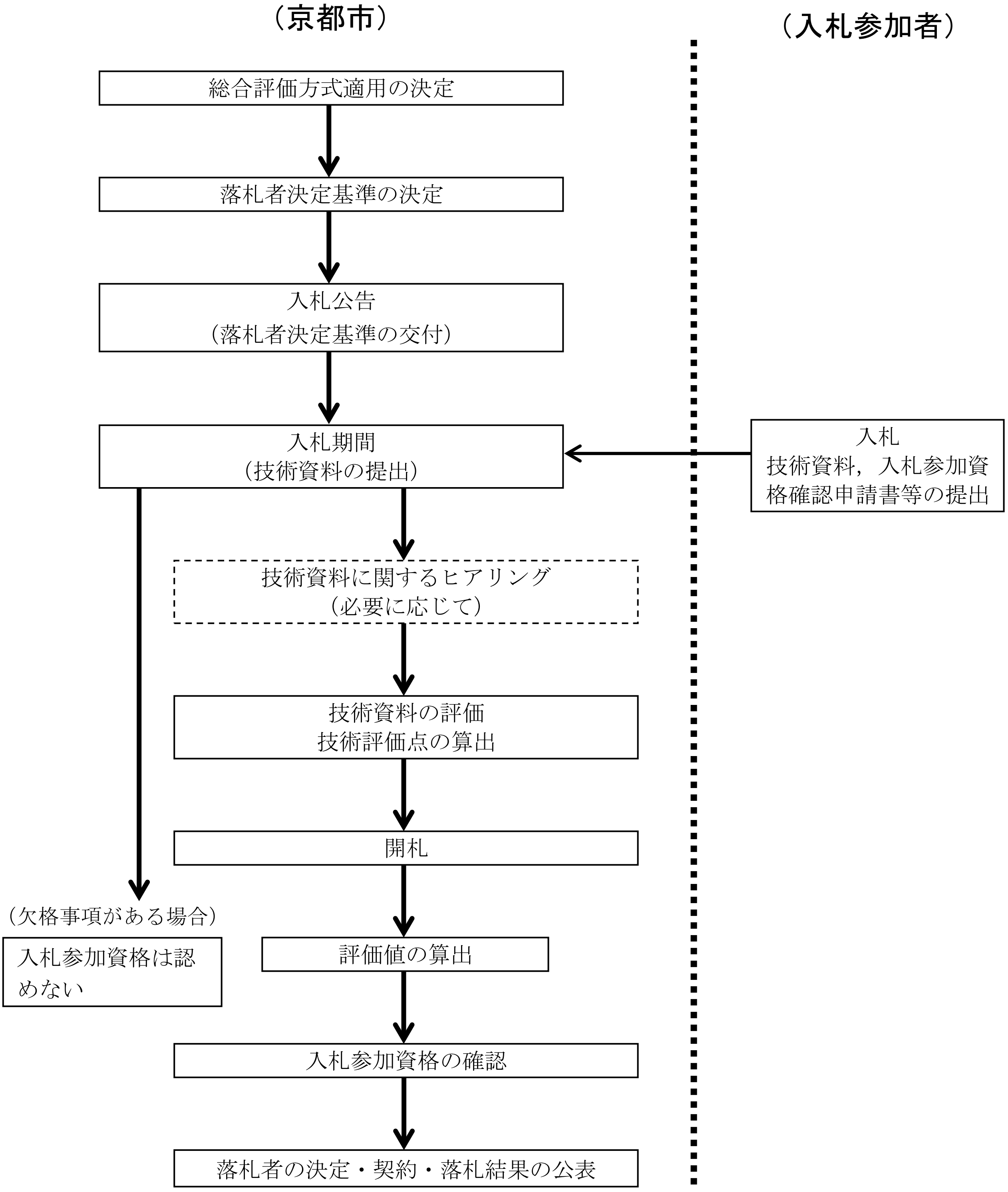

ただし，京都市事後確認型一般競争入札取扱要領第２条各号に掲げる契約に関してはこの限りではない。

（別紙　３）

技術資料に関する評価項目の設定

（市内業者対象工事の場合）

分類	評価項目		標準型	簡易型	特別簡易型
技術提案	工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	工事目的物の品質向上への取組	○		
		現場条件を反映した最適な施工を行なうための取組	○		
	社会的要請への対応に関する事項	環境維持のための取組	○		
施工計画	工程管理，品質管理，安全管理，環境への配慮等に関する技術的所見		○	○	
企業の施工能力	施工実績（過去15年間の同種又は類似工事）		○		
	工事成績評定（本市が発注した過去5年間の平均点）		○	○	○
配置予定技術者の能力	施工実績（過去15年間の同種又は類似工事）		○	△	
	工事成績評定（平成18年度以降の同種又は類似工事）			○（いずれかを選択）	○
	工事成績評定（平成18年度以降の代表的な工事）				
	保有資格			○	○
	技術者の継続教育（CPD）			○	○
企業の社会性・信頼性	品質・環境マネジメントシステムの取組状況				○
地域貢献	（貢献度）＝（市内一次下請総数）÷（一次下請総数）×100（%）		○	○	○
社会的課題の解決に資する取組	本工事の魅力発信等		△	○	

※○：原則として必須，△：工事ごとに選択

（別紙　４）

技術資料に関する評価項目と評価基準

（特別簡易型の例：市内業者対象工事）

分類	評価項目	配点表		評価基準
企業の施工能力	京都市長名で発注され，元請として受注した工事（ただし，工事種別を〇〇とする）のうち，平成〇年度から平成〇年度までに完成済みの工事成績評定点の平均値	2	2	a　平均点が80点以上の場合　（2点） b　平均点が75点以上80点未満の場合（1点） c　平均点が75点未満の場合　（0点）
配置予定技術者の能力	平成18年度以降に元請として受注し，技術資料提出期日までに完成済みの国，地方公共団体，地方道路公社又は高速道路株式会社発注の工事のうち，配置予定技術者が監理技術者，主任技術者，現場代理人として従事した同種又は類似工事の施工実績の工事成績評定点	2	4	同種工事の工事成績評定点が下記のいずれかの場合 a　工事成績評定点が80点以上の場合　（2点） b　工事成績評定点が75点以上80点未満の場合（1点） c　工事成績評定点が75点未満の場合　（0点） 類似工事の工事成績評定点が下記のいずれかの場合 a　工事成績評定点が80点以上の場合　（1点） b　工事成績評定点が75点以上80点未満の場合（0.5点） c　工事成績評定点が75点未満の場合　（0点）
	配置予定技術者の〇〇資格の保有	1		a　資格あり　（1点） b　資格なし　（0点）
	CPDSにおいて，平成〇年度又は平成〇年度に取得した1年間の各年度の学習単位	1		a　どちらかの年度に20単位を取得した場合　（1点） b　上記に該当しない場合　（0点）
企業の社会性・信頼性	品質マネジメントシステム（ISO9001），環境マネジメントシステム（14001又はKES）の取得状況	2	2	a　ISO9001 及び ISO14001（又は KES）を取得している場合　（2点） b　ISO9001，ISO14001（又は KES）のいずれかを取得している場合　（1点） c　上記に該当しない場合　（0点）
地域貢献	（貢献度）＝ （市内一次下請総数）÷ （一次下請総数）×100(%)	2	2	a　貢献度が〇%以上の場合　（2点） b　貢献度が〇%以上〇%未満の場合　（1点） c　貢献度が〇%未満の場合　（0点）
加算点計		10	10	

注１）配置技術予定者の能力の項目に係る実績については，その実績を確認できる資料（CORINS（必要に応じて設計図書等，工事成績通知書，〇〇資格証の写し）も併せて提出すること。ただし，確認できない場合は評価しない。

注２）提出資料が，「本文Ⅲ６落札者の決定方法」に記載の欠格事項に該当する場合は，競争入札参加資格は認めない。

注３）配置予定技術者の能力については，実績がない場合でも「実績なし」として書類を提出すること。提出がない場合は，欠格事項に該当するものとする。

注４）落札者決定基準，入札公告，設計図書に記載のない事項については「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」のとおりとする。

注５）提出資料が，「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」に記載の欠格事項に該当する場合は，競争入札参加資格の確認又は指名を取り消す。

（別紙　５）

技術資料に関する評価項目と評価基準

（簡易型の例：市内業者対象工事）

分類	評価項目	配点表		評価基準
施工計画	①工程管理	－	4	各項目の技術的所見について，次のとおり評価する。 a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ，かつ，効果が高いもの (4点) b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ，かつ，効果があるもの (2点) c 適切であるが具体的な工夫が見られないもの (0点)
	②品質管理	4		
	③安全管理	－		
	④環境への配慮	－		
	⑤その他施工上配慮が必要な項目	－		
企業の施工能力	京都市長名で発注され，元請として受注した工事(ただし，工事種別を〇〇とする)のうち，平成〇年度から平成〇年度までに完成済みの工事成績評定点の平均値	2	2	a 平均点が80点以上の場合 (2点) b 平均点が75点以上80点未満の場合 (1点) c 平均点が75点未満の場合 (0点)
配置予定技術者の能力	平成18年度以降に元請として受注し，技術資料提出期日までに完成済みの国，地方公共団体，地方道路公社又は高速道路株式会社発注の工事のうち，配置予定技術者が監理技術者，主任技術者，現場代理人として従事した同種(代表的な)工事の施工実績の工事成績評定点	2	4	a 工事成績評定点が80点以上の場合 (2点) b 工事成績評定点が75点以上80点未満の場合 (1点) c 工事成績評定点が75点未満の場合 (0点)
	配置予定技術者の〇〇資格の保有	1		a 資格あり (1点) b 資格なし (0点)
	CPDSにおいて，平成〇年度又は平成〇年度に取得した1年間の各年度の学習単位	1		a どちらかの年度に20単位を取得した場合 (1点) b 上記に該当しない場合 (0点)
地域貢献	(貢献度)＝ (市内一次下請総数)÷ (一次下請総数)×100(%)	2	2	a 貢献度が〇%以上の場合 (2点) b 貢献度が〇%以上〇%未満の場合 (1点) c 貢献度が〇%未満の場合 (0点)
社会的課題の解決に資する取組	本工事の魅力発信	1	1	a 具体的な工夫が見られ，かつ，効果の高いもの (1点) b 上記に該当しない場合 (0点)
加算点計		13	13	

注１）配置技術予定者の能力の項目に係る実績については，その実績を確認できる資料（CORINS（必要に応じて設計図書等，工事成績通知書，〇〇資格証の写し）も併せて提出すること。ただし，確認できない場合は評価しない。

注２）提出資料が，「本文Ⅲ６落札者の決定方法」に記載の欠格事項に該当する場合は，競争入札参加資格は認めない。

注３）配置予定技術者の能力については，実績がない場合でも「実績なし」として書類を提出すること。提出がない場合は，欠格事項に該当するものとする。

注４）落札者決定基準，入札公告，設計図書に記載のない事項については「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」のとおりとする。

注５）提出資料が，「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」に記載の欠格事項に該当する場合は，競争入札参加資格の確認又は指名を取り消す。

注６）上表に基づく各評価項目の評価点は，採点者の評価点を平均し，小数点以下２桁目を四捨五入し，小数点以下１桁までの数値とする。

（別紙　６）

技術資料に関する評価項目と評価基準

（標準型の例：市内業者対象工事）

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">評価項目</th><th colspan="2">配点</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">技術提案</td><td rowspan="2">工事目的物の性能・機能の向上に関する事項</td><td>工事目的物の品質向上への取組</td><td>6</td><td rowspan="3">18</td><td rowspan="3">各評価項目の技術的所見について，次のとおり評価する。
定性評価
a 提案内容に特に優位な工夫があり，かつ，効果が高いもの　（6点）
b 提案内容に優位な工夫があり，かつ，効果があるもの　（3点）
c 提案内容が適切ではあるが，一般的な事項であるもの　（0点）

定量評価
例）工事排水のSS（浮遊物質）値・交通規制の短縮日数など，提案数値に応じて評価する。</td></tr>
<tr><td>現場条件を反映した最適な施工を行なうための取組</td><td>6</td></tr>
<tr><td>社会的要請への対応に関する事項</td><td>環境維持のための取組</td><td>6</td></tr>
<tr><td>施工計画</td><td colspan="2">工程管理</td><td>2</td><td>2</td><td>a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ，かつ，効果が高いもの　（2点）
b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ，かつ，効果があるもの　（1点）
c 適切であるが具体的な工夫が見られないもの　（0点）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">企業の施工能力</td><td colspan="2">元請として受注し，平成○年度（過去15年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国，地方公共団体，地方道路公社又は高速道路株式会社発注の同種又は類似工事の実績</td><td>2</td><td rowspan="2">4</td><td>同種工事の実績あり　（2点）
類似工事の実績あり　（1点）
実績なし　（0点）</td></tr>
<tr><td colspan="2">京都市長名で発注され，元請として受注した工事（ただし，工事種別を○○とする）のうち，平成○年度から平成○年度までに完成済みの工事成績評定点の平均値</td><td>2</td><td>平均点が80点以上の場合　（2点）
平均点が75点以上80点未満の場合　（1点）
平均点が75点未満の場合　（0点）</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者の能力</td><td colspan="2">元請として受注し，平成○年度（過去15年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国，地方公共団体，地方道路公社又は高速道路株式会社発注の同種又は類似工事のうち，配置予定技術者が，監理技術者又は主任技術者として従事した実績</td><td>4</td><td>4</td><td>監理技術者としての同種工事の実績あり　（4点）
主任技術者としての同種工事の実績あり　（3点）
監理技術者としての類似工事の実績あり　（2点）
主任技術者としての類似工事の実績あり　（1点）
実績なし　（0点）</td></tr>
<tr><td>地域貢献</td><td colspan="2">（貢献度）＝
（市内一次下請総数）÷
（一次下請総数）×00（％）</td><td>2</td><td>2</td><td>a 貢献度が○％以上の場合　（2点）
b 貢献度が○％以上○％未満の場合　（1点）
c 貢献度が○％未満の場合　（0点）</td></tr>
<tr><td colspan="3">加算点計</td><td>30</td><td>30</td><td></td></tr>
</table>

注１）企業の施工能力及び配置予定技術者の能力の項目に係る同種又は類似工事の内容は，その実績を確認できる資料（CORINS（必要に応じて設計図書等，工事成績通知書，○○資格証の写し）も併せて提出すること。ただし，確認できない場合は評価しない。

注２）提出資料が，「本文Ⅲ６落札者の決定方法」に記載の欠格事項に該当する場合は，競争入札参加資格は認めない。

注３）企業の施工能力及び配置予定技術者の能力については，実績がない場合でも「実績なし」として書類を提出すること。提出がない場合は，欠格事項に該当するものとする。

注４）必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。（例えば，技術資料のうち技術提案に関するヒアリングを実施し，各評価項目の評価に反映するなどが考えられる。）

注５）上表に基づく各評価項目の評価点は，採点者の評価点を平均し，小数点以下２桁目を四捨五入し，小数点以下１桁までの数値とする。

（別紙　７）

技術資料に関する評価項目と評価基準

（標準型の例：特に技術力を要するもので市内要件を付さない工事）

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">評価項目</th><th colspan="2">配点</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">技術提案</td><td rowspan="2">工事目的物の性能・機能の向上に関する事項</td><td>工事目的物の品質向上への取組</td><td>8</td><td rowspan="3">24</td><td rowspan="3">各評価項目の技術的所見について，次のとおり評価する。
定性評価
a 提案内容に特に優位な工夫があり，かつ，効果が高いもの　（8点）
b a と c の中間的な内容　（6点）
c 提案内容に優位な工夫があり，かつ，効果があるもの　（4点）
d c と e の中間的な内容　（2点）
e 提案内容が適切ではあるが，一般的な事項であるもの　（0点）
定量評価
例）工事排水のSS（浮遊物質）値・交通規制の短縮日数・歩行者用通路幅など，提案数値に応じて評価する。</td></tr>
<tr><td>現場条件を反映した最適な施工を行なうための取組</td><td>8</td></tr>
<tr><td>社会的要請への対応に関する事項</td><td>環境維持のための取組</td><td>8</td></tr>
<tr><td>施工計画</td><td>①工程管理
②品質管理
③安全管理</td><td>※工事の特性を勘案して選択する。</td><td>2</td><td>2</td><td>a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ，かつ，効果が高いもの　（2点）
b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ，かつ，効果があるもの　（1点）
c 適切であるが具体的な工夫が見られないもの　（0点）</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者の能力</td><td colspan="2">元請として受注し，平成○年度（過去15年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国，地方公共団体，地方道路公社又は高速道路株式会社発注の同種工事のうち，配置予定技術者が，監理技術者として従事した実績</td><td>2</td><td>2</td><td>監理技術者としての同種工事の実績あり　（2点）
実績なし　（0点）</td></tr>
<tr><td>地域貢献</td><td colspan="2">（貢献度）＝
（市内一次下請総数）÷（一次下請総数）×00（%）</td><td>2</td><td>2</td><td>a 貢献度が○%以上の場合　（2点）
b 貢献度が○%以上○%未満の場合　（1点）
c 貢献度が○%未満の場合　（0点）</td></tr>
<tr><td colspan="3">加算点計</td><td>30</td><td>30</td><td></td></tr>
</table>

注１）施工計画の評価項目については，工事の特性を勘案して選択するものとする。
注２）企業の施工能力についても，必要であれば選択してもかまわない。
注３）提出資料が，「本文Ⅲ６落札者の決定方法」に記載の欠格事項に該当する場合は，競争入札参加資格は認めない。
注４）必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。（例えば，技術資料のうち技術提案に関するヒアリングを実施し，各評価項目の評価に反映するなどが考えられる。）
注５）上表に基づく各評価項目の評価点は，採点者の評価点を平均し，小数点以下２桁目を四捨五入し，小数点以下１桁までの数値とする。

（別紙　８）

除算方式による総合評価方式の落札者の決定方法

１　総合評価の方法

以下により，算出される評価値を持って総合評価し，評価値が最も高い者を落札者とします。

(1)基準評価値＝１００／予定価格

(2)評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

(3)標準点ａ＝１００点

(4)加算点α＝特別簡易型：最大２０点，簡易型：最大２０点，標準型：最大３０点

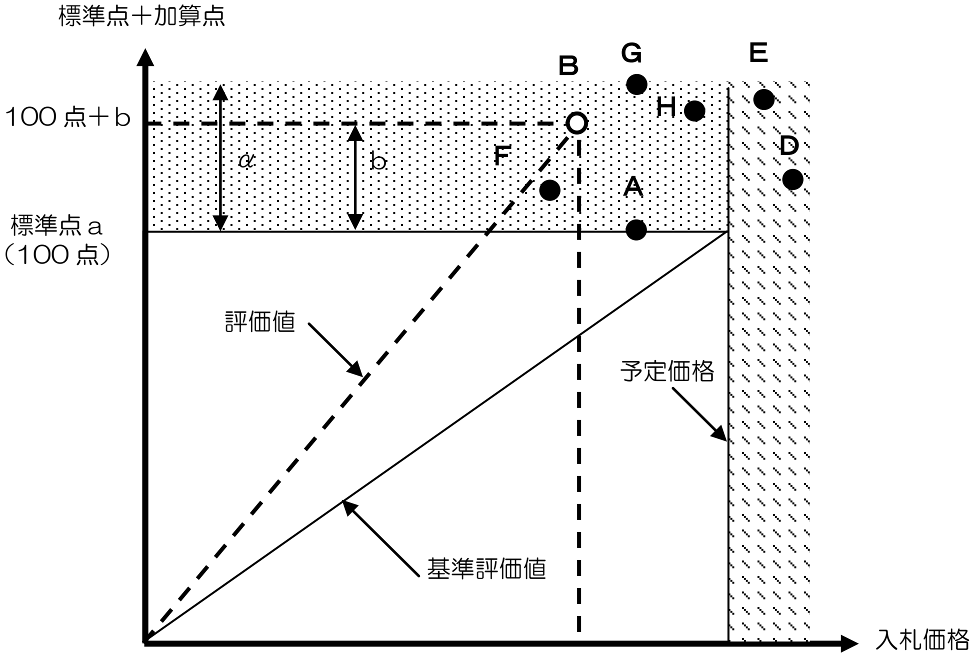

２　落札者の決定（予定価格が2億円，入札参加者が7社の場合）

入札者	標準点 a	加算点 b	合計点数 c＝a＋b	入札価格 d(円)	評価値×10^8 e＝c／d	評価順位
A	100	0.0	100.0	190,000,000	52.632	5
B	100	8.8	108.8	185,000,000	58.811	1
C	―	―	―	―	―	資格なし
D	100	3.5	103.5	230,000,000	―	予定価格超過
E	100	9.4	109.4	210,000,000	―	予定価格超過
F	100	4.7	104.7	180,000,000	58.167	2
G	100	10.0	110.0	190,000,000	57.895	3
H	100	8.8	108.8	195,000,000	55.795	4

注1)評価値は小数点以下11桁目を四捨五入し，小数点以下10桁とする。

注2)Cは技術資料が不適格のため，入札参加資格なし。

（参考　１）

技術資料に関する評価項目と評価基準
（施工計画に係る評価項目の例）

１ 施工計画

(1)工程管理について（様式４）

例　本工事の施工にあたっては，○○○○の一部を占用するため，交通規制を行う必要がある。このため，交通の支障とならないように，規制期間の短縮が求められる。

施工方法及び工程の短縮を十分検討した上で，実施工程を記載すること。なお，工程短縮を図る具体的な方法についても明記すること。

注１　本工事の工期は平成○○年○月○日限り（契約の日から○○日）とする。

具体的な事例 ・交通規制期間の短縮に係る工程管理 ・施工期間の制限に係る工程管理（河川出水期・観光行楽期・厳冬期） ・別工事（同現場での前工事・同時期施工の工事・隣接工事）との調整に係る工程管理

(2)品質管理について（様式５）

例　本工事の施工条件を十分に踏まえ，○○○○に係る品質・施工管理ついて，留意点と具体的な対策を記載すること。

具体的な事例 ・コンクリート打設に係る品質管理 ・プレキャストＰＣ床版の架設における，たわみ及び通りの管理 ・床版防水層の施工に係る品質管理 ・護岸背面における埋戻材の締固めに係る品質管理 ・急勾配での植生基材吹付工に係る品質管理 ・鋼管杭設置及びＬ型擁壁（特に底版部）の施工に係る品質管理 ・周辺地盤及び周辺建造物への影響が懸念される箇所での鋼矢板の施工管理 ・橋面舗装工に係る施工管理 ・護岸工事における切土法面の管理

(3)安全管理について（様式６）

例　本工事の現場条件を十分に踏まえ，交通規制の方法と安全対策について，配慮すべき事項を挙げて，その理由と具体的な対策を記載すること。

具体的な事例 ・工事中の通行車両の安全確保 ・工事車両の周辺への配慮 ・周辺観光客への安全対策 ・夜間工事における歩行者への安全対策 ・交通規制時の留意点とその安全対策 ・通学路における登下校時の安全対策

(4)環境への配慮（様式７）

例１　本工事を進める上でCO２削減など環境対策として有効な取組について記載すること。

例２　本工事の現場条件及び施工条件を十分に踏まえ，工事に伴う騒音・振動・粉塵等の低減対策について，具体的に記載すること。

具体的な事例 ・近隣に，教育施設や医療施設，周辺住民がある場合の騒音・振動・粉塵等の低減対策 ・商店街の営業活動への影響が最小となる施工方法 ・観光地において早期開放の必要がある通路の施工方法

(5)その他施工上配慮が必要な項目について（様式８）

例　その他施工上配慮が必要な項目を最大〇項目まで記載し，その選定理由と具体的な施工計画について記載すること。

（参考　２）

技術資料に関する評価項目と評価基準
（技術提案に係る評価項目の例）

１　技術提案

(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する事項について（様式２）

具体的な事例 ・構造物の初期性能の持続性 ・強度，耐久性の向上 ・供用性の向上 ・特別な品質管理・出来形管理（トンネル等）

(2)社会的要請の対応に関する事項について（様式３）

具体的な事例 ・環境の維持（騒音，振動，水質汚濁（工事排水のｐＨ，ＳＳ），地盤沈下等） ・交通の確保（規制車線数，規制日数の短縮等） ・特別な安全対策（周辺住民対策・歩行者用通路幅等） ・省資源対策又はリサイクル対策（間伐材の使用，分別解体等） ・工事期間の短縮

平成１８年１０月	京都市建設局総合評価方式試行ガイドライン	制定
平成２０年　５月	京都市建設局総合評価方式ガイドライン	制定
平成２１年　３月	同　　上	改定
平成２９年　８月	同　　上	改定